

第24回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年5月20日(月) 午後3時55分から午後4時20分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (4) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津	敏美智
主 幹	高 塩	康 幸
主 事	湯 田	美 貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。

本總會の出席委員は15名で定足数に達しておりますので會議は成立いたします。それでは、ただいまから第24回矢板市農業委員會總會を開催いたします。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、3番福田委員、13番齋藤委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、3番福田委員、13番齋藤委員を議事録署名委員とします。

それでは、付議事件(2) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

ここで、農業委員會等に関する法律第31条第1項により、1番渡邊好雄委員の退室を求めます。

(1番 渡邊 好雄 委員 退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第3班、班長10番 大森委員にお願いします。

10番大森委員

本日、午前10時30分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法4条1件、計1件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、当番委員が報告します。

何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員に

お願いいたします。

11番渡邊です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

東側山林、西側道路、南側雑種地、北側が田となっておりますが、雑種地は大きいのり面です。北側の田は残地で本人所有ですので何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第1号が終了しましたので、1番 渡邊好雄委員の入室を求めます。

議 長

続いて、付議事件(3)議案第2号から第4号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第2号から第4号について、質疑・意見等を求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3)議案第5号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、4番君島委員の退室を求めます。

(4番 君島 委員 退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第5号について、質疑・意見等を求めます。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第5号が終了しましたので、4番 君島 委員の入室を求めます。

議 長 続いて、付議事件（4）議案第6号 地籍調査事業に係る農地の地目
認定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第6号について、質疑・意見等を求めます。

8番佐藤委員 例えば従前地が1000㎡ありました。500㎡が公衆用道路等で買収され
残りが500㎡のはずが地積が600㎡と載っている場合は測り直したら
増えたと解釈してよろしいのでしょうか。

事務局 はい、そうです。実際この面積は明治9年の地租改正の頃に測量した
面積で、その頃の公図が未だに使われています。
それを実際に測ったらこのような面積だったということです。
測量した結果面積が増えている場合はいいのですが、減る場合に
問題が生じます。
例えば10000㎡だったはずが実際に測量した結果5000㎡だった。
すると、分筆していく過程で面積が足りなくなる。こういった場合は、
地籍更正という手段がありまして、面積を測りなおしてから分筆する
方法を用いますので、参考までに覚えておいてください。

8番佐藤委員 河川等で過去にあった土地が流亡してしまった場合、台帳面積には
1000㎡と載っているのに、実際は200、300㎡しか存在しない。
地籍をおこなったことで面積が復活しているのに、どこにも存在しない
というケースはどう解釈したらよろしいでしょうか。

事務局 いくつかの手法がありますが、一つは現地確認不能という方法です。
確実に場所が分からない場合は滅失登記をします。
河川に流れている所と残っている所がある場合は、分筆して河川を
個人の名前にします。農地が残っていれば分筆して農地とします。
その時の状況によって登記の仕方は差異が生じます。

8番佐藤委員 公共事業で行う場合は費用負担は行政の方でしていただけるのですか。

事務局 残念ながらそうとは限りません。
公共事業にかかる所しか行政は負担しません。

4番君島委員 昔は山林から田に変える事は御法度だったと思うのですが、地籍調査

にかかると地目が変わるのは前からですか。

前から行ってます。地籍調査は現況主義で地目を変えています。
地目認定は担当者の権限で行っています。

議 長

他に無ければ異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

- ・ 矢板高校田植え実習への参加依頼
- ・ 視察研修・親睦旅行のアンケートご記入のお願い

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

それでは、以上を持ちまして、第24回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤 寛夫

議事録署名委員 福 田 英 一

議事録署名委員 齋 藤 典 子